

平成 20 年 12 月 16 日

お客様各位

日の出証券株式会社

大量保有報告制度における課徴金制度の開始について

平成 20 年 12 月 12 日施行の金融商品取引法改正法により、大量保有報告制度における新たな課徴金制度が開始されました。

これにより、大量保有報告書を提出しなかったり、大量保有報告書において虚偽の記載を行ったりした場合、新たに課徴金が課されることとなりますので、お知らせいたします。

具体的な対象は、次の通りとなります。

- () 大量保有報告書又は大量保有報告書の変更報告書(以下、「大量保有変更報告書」といいます)を提出期限までに提出しない場合
- () 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている() 大量保有報告書、() 大量保有変更報告書、() 大量保有報告書・大量保有変更報告書の訂正報告書、を提出した場合

上記のケースに該当した場合の課徴金の額は、大量保有報告対象株券等の発行者が発行する株券等の時価総額の 10 万分の 1 となります。

これまでに、大量保有報告書制度における不提出事例として以下のようなものがありますので、大量保有報告書等の提出義務のある方は十分にご注意下さい。

- (例 1) ある上場会社の発行済株式総数の 5% を超える株券を取得していたが、大量保有報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。
- (例 2) 大量保有報告書を提出していたところ、その後、株券の買い増しにより株券等保有割合が 1% 以上増加したが、大量保有変更報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。
- (例 3) 大量保有報告書を提出していたところ、共同保有者が増えたことから、共同での株券等保有割合が 1% 以上増加したが、大量保有変更報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。

なお、課徴金の減算・加算制度も設けられております。詳細等につきましては、関係各省庁のホームページをご覧ください。

 [金融庁](#)

 [財務局](#)

日の出証券

Hinode Securities

商号等：日の出証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第 31 号
加入協会：日本証券業協会